

2022年12月16日

文部科学大臣 永岡 桂子 様
同省高等教育局長 池田 貴城 様

日本私立大学教職員組合連合
中央執行委員会

人権としての高等教育無償化に逆行し、学生を私大淘汰政策の犠牲にする「機関要件の厳格化」等に反対する意見書

貴省において現在、修学支援新制度の見直し案の議論がすすめられている。この議論のなかで示されている機関要件の厳格化その他の内容は、個々の学生の学ぶ権利を不当に侵害し、教育の機会均等を破壊するという点で、私たちは断固反対である。また機関要件の厳格化を手段として、学生に理不尽な犠牲を強いつつ、私立大学の撤退・淘汰を強権的に進めようとしていることにも反対である。以下、その理由を述べる。

1. 機関要件の厳格化について

(1) 機関要件は、学生に対する不当な差別であり人権保障に反する

修学支援新制度は当初から、機関要件を設け、これを満たさない大学に進学した学生は支援対象から排除するという不当な差別を行ってきた。個々の学生には何の関係もない要件によって支援の有無を決めることは、平等に保障されるべき学ぶ権利の侵害であり、憲法や国際人権規約に反する。したがって、私たちは機関要件を課すことの問題を繰り返し指摘し、撤廃を求めてきた。

この機関要件をさらに改悪・強化し、修学支援の対象から排除される学生を増加させることは、とうてい看過できるものではない。

(2) 定員充足率や財政状況は学生の修学支援とは関係がなく、それらの要件は撤廃すべきである

現在示されている機関要件の「厳格化」は、これまで組み合わされていた定員充足率、財政状況を、それぞれ単独の基準にするというものである。具体的には、①直近3年度すべての定員充足率が収容定員の8割未満（ただし直近の収容定員充足率が5割以上、進学・就職率が9割以上の場合には猶予）、または、②直近3年度すべての経常収支差額がマイナスで直近年度の外部負債が運用資産を超える状態、に該当する大学へ進学する学生を支援対象から外すというものである。この案が実行されれば、大学等では、現時点で対象外となっている24校に加え、最大で144校が新たに対象外となる（文科省資料）。私立大学の約19%を対象外にしようとしているのである。

しかし定員割れ、経営困難であっても、学生にとって魅力的な大学であれば進学を希望することは当然のことである。定員割れをきたし、採算が悪化しているとしても、すべての大学は設置基準を満たし、認証評価を受け、公教育機関として日々の教育・研究を行っているのであり、学生の学修環境、学修内容に悪影響を与えるものではない。定員充足率、財政状況という基準を修学支援制度のなかに位置づけて、修学支援の要件として進学する学生を排除することに一片の合

理性もなく、それを強化することに反対である。

(3) 機関要件の厳格化を手段として私立大学の撤退・淘汰をすすめることに反対である

政府のねらいは、定員割れをしている私大、財政難の私大へ進学する学生に修学支援を行わないことによって進学希望を断たせ、そのことを通じて経営困難な私立大学をさらに困難な状況に追い込み、存続できない状態をつくりだすことにある。

教育未来創造会議は「大学の経営困難から学生を保護する視点」と言うが、それならば、極めて低い水準にまで削減してきた私大経常費補助（私大助成）を早急に増額すべきである。

私大助成は、国立大学の運営費交付金に相当する基盤経費である。ところが国立・私立の格差是正を掲げて制定された私立学校振興助成法の目標である 50%補助は、もはや 10%を切り、その数値さえ公表されなくなっている。私立大学生一人あたりの補助額は、国立大学生一人当たりの 13 分の 1 でしかなく、私立大学への支援は OECD 国のなかで最下位の水準である。現在、地方から都市への人口集中、実質賃金の低下など貧困の拡大、消費税増税などによって、定員割れや採算確保が困難となる中小規模私大あるいは地方私大が急増している。これに対して政府は、学生数や教員数に基づく私大助成を、定員割れの程度に応じて減額あるいは停止し、定員割れが厳しい学部がひとつでもある大学は 2024 年度から新学部の設置・改組を不可能にした。政府のこうした施策が、地方私大・中小規模私大の経営困難をもたらしている最大の原因である。

定員割れ大学を教育の質が確保されていない大学と根拠無く決めつけ、こうした施策を強行し、学生への修学支援までも打ち切ろうという政府の私大淘汰政策は、法人や大学の存続に苦心している学校法人理事者、教育・研究に携わっている教職員の努力を踏みにじる以外の何物でもない。

すべての大学は公教育機関として平等である。定員充足率や財政指標は、大学の優劣や社会的必要性の判断基準になりえるものではない。機関要件の厳格化を撤回するよう強く求める。

2. 中間所得層への支援対象引き上げについて

貴会議では「中間所得層の支援対象引き上げ」も検討課題としているが、これについても、教育未来創造会議が言うように理工系・農学系のみを対象とするのであれば反対である。学問は、どの分野であっても、学術の発展、人類の福祉に貢献するという普遍的な価値を有しているのであり、優劣はない。政府による支援において、こうした基本的な立場は堅持されなければならない。専門分野の違いによって学生を差別することは、あってはならないことである。

3. 有識者による会議は、教職員を含めた大学関係者の意見を聞くべきである

貴会議において、大学団体、経営者団体が意見を述べているが、教職員団体の意見は求められていない。教職員組合の意見を聴取するよう求める。ユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」は、大学の教職員組合を「高等教育の教育職員を代表する団体」として位置づけ、「教育の進歩に大きく貢献することができ、したがって、理事者その他のかかわりのある団体とともに、高等教育の政策決定にふくまれる勢力としてみなされ、かつ認識されなければならない」としている。本勧告に日本政府も賛成しているのであるから、当然とられるべき対応である。

現在までのところ、会議で表明された大学関係者の意見は、大多数が反対意見である。教職員の意見も含めて、慎重に検討し、機関要件の厳格化を撤回することを求める。